

仕様書

1 案件名称

堺東商店街連合会・堺駅前商店会での PR 用屋外広告物の製作及び掲出等業務

2 業務の目的

2023 年 G7 大阪・堺貿易大臣会合（以下、「会合」という。）が、令和 5 年 10 月 28 日（土）・29 日（日）に開催される。「2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会」（以下、「発注者」という。）では、会合開催を市民や堺市の訪れる方々に知ってもらう取組の一つとして、商店街の協力のもと PR 広告物を掲示して、会合の理解促進・機運醸成を図るため、本業務を委託するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和 5 年 11 月 17 日（金）まで

4 履行場所

本件業務の拠点となる事務所は、受注者が確保すること

5 委託内容

（1）屋外広告物のデザイン作成

発注者が別途、提供するデザインイメージとイラストレーター用データ（ai データ）を下に、コンテンツの配置や一部修正など、発注者の指示に従い、デザインデータを作成すること。作成する屋外広告物は以下のものとする。掲出するために必要なハトメやロープなども含めたデザインとする。なお、デザインデータの作成過程でサイズの変更が必要になる場合は、必ず発注者と協議し、了承を得ること。また、ロゴデザインについては、発注者が指定する色（CMYK）を使用し、フォントは提供するデータのものを使用するものとする。

表 1 屋外広告物一覧表

広告物名	サイズ	備考
横断幕①	H900×W4,150	堺東商店街連合会掲出分
横断幕②	H850×W3,900	堺東商店街連合会掲出分
横断幕③	H500×W1,100	堺駅前商店会掲出分
のぼり旗	H1,500×W450	堺駅前商店会掲出分

(2) 屋外広告物の製作

(1) で作成したデザインデータを基に、下記に記載の仕様・数量で広告物を製作すること。

表 2 横断幕①、横断幕②、横断幕③の仕様

項目	仕様
インク	インクジェット出力（国内メーカーのもので環境配慮したもの） 両面印刷
生地	遮光ターポリン（防災）
穴位置	横断幕①、②：ハトメ数は 12 箇所、上下 5 個ずつ幕の両端部から 5 等分した位置 横断幕③：ハトメ数は上部 4 箇所、下部両端 2 か所、上部は両端部から 3 等分した位置
加工	横断幕①、②：周囲ロープ縫込（Φ6 mm） 上下左右ロープ出（Φ6 mm、4m） 横断幕③：周囲カットのみ
数量	横断幕①：7 枚
	横断幕②：1 枚
	横断幕③：30 枚

表 3 のぼり旗の仕様

項目	仕様
インク	インクジェット出力、片面印刷
生地	ボンジ
加工	ヒートカット チ子付
数量	50 枚

(3) 屋外広告物の設置・撤去及び廃棄

・屋外広告物が掲出されるべき期間は、以下の通りとする。それぞれの掲出期間に間に合うように設置作業時間を考慮すること。

表 4 掲出場所と期間

掲出場所	堺東商店街連合会	堺駅前商店会
掲出期間	10/1～10/29	10/1～10/29

・撤去については 10/30（月）以降となるが、できる限り早急を実施すること。なお、遅くとも 11/3（金）までには撤去を完了すること。

(ア) 堺東商店街連合会掲出

・図 1 に記載の掲出箇所付近にある吊下棒に横断幕①又は②を設置すること。なお、作業に当たっては、堺東商店街連合会関係者や発注者の指示を受け、歩行者やテナント事業者等の安全を十分に確保して設置・撤去を行うこと。

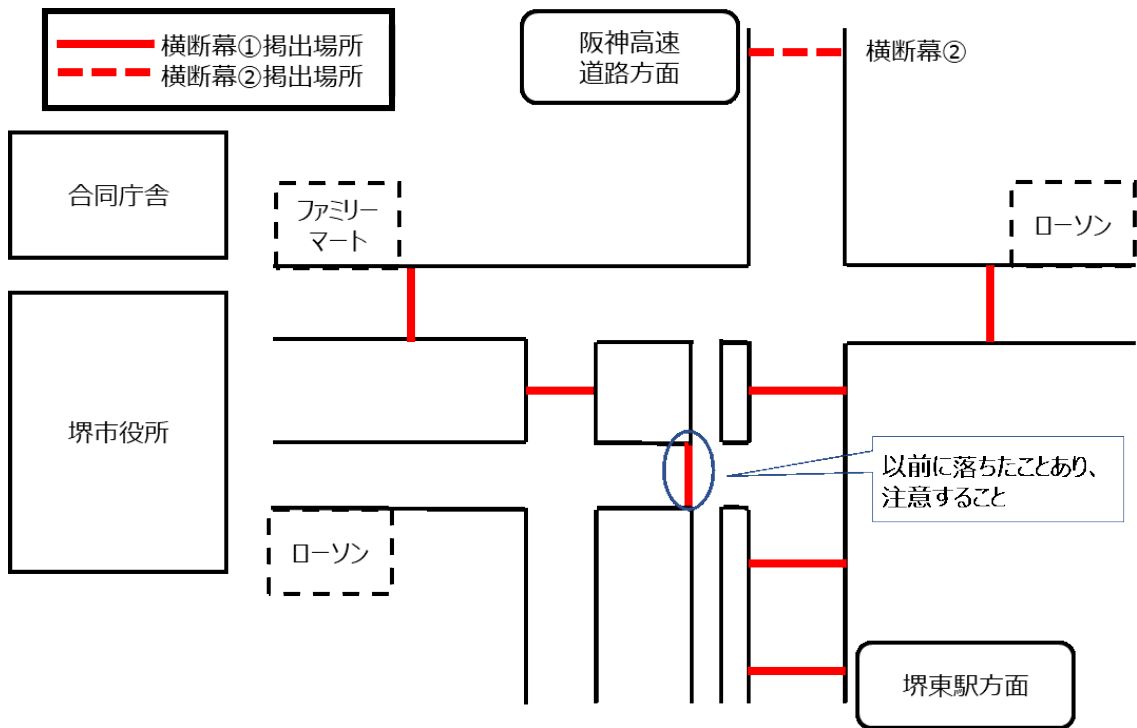


図1 堺東商店街連合会 横断幕 掲出箇所 位置図

(イ) 堺駅前商店会掲出

- ・図2に記載の点線囲み区域に横断幕③を設置すること。具体的な掲出箇所については、堺駅前商店会関係者・発注者と協議の上実施するものとする。なお、作業に当たっては、堺駅前商店会関係者や発注者の指示を受け、歩行者やテナント事業者等の安全を十分に確保して設置・撤去を行うこと。

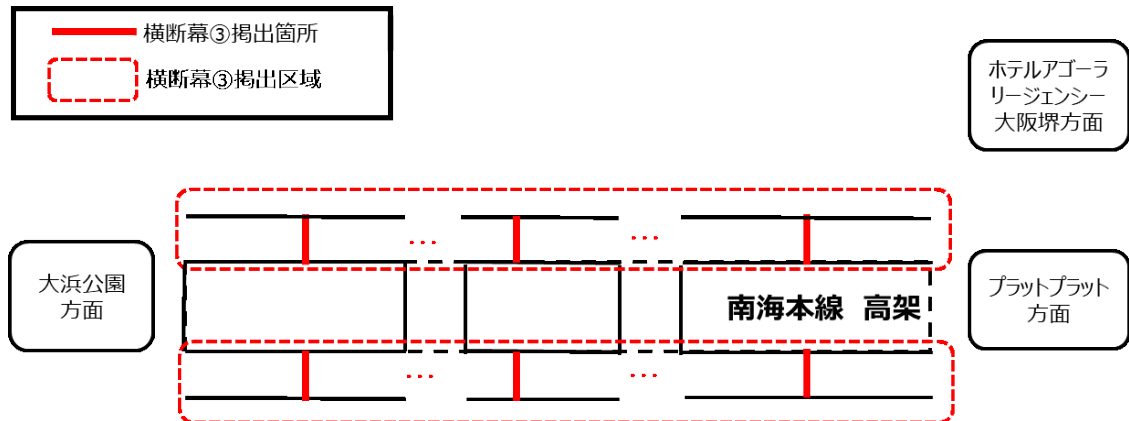


図2 堺駅前商店会 横断幕 掲出箇所・区域 位置図

(ウ) 廃棄

- ・屋外広告物の撤去後、関係法令や条例等に基づいて適切に廃棄を実施すること。広告物の廃棄にかかる費用は、受注者側が負担するものとする。なお、発注者から求められた場合は、適切な廃棄の実施にかかる手続きがわかる資料や証明書等を速やかに提出できるように

すること。

(工) 特記事項

- ・掲出・撤去等業務に要する機材等の負担は受注者の負担とする。
- ・掲出・撤去に関し、路政課や警察等関係機関に道路占有や使用許可等の届出が必要になる場合がある。届出自体は発注者側が実施するが、届出等に必要な図面や資料については、受注者の負担で作成・印刷をすること。
- ・掲出・撤去の際に作業前後で写真を撮り、作業状況が分かるようにして、発注者側から求められた場合、速やかに提出できるようにすること。
- ・万が一、掲出・撤去作業時に市及び市民等から改善又は苦情を受けたときは、直ちに受注者において適正に解決すること。また、発注者に速やかに報告すること。
- ・設置に関して、信号機や標識の見通しを妨げないように配慮すること。
- ・歩行者の危険防止や屋外広告物の品質を確認するため、巡回し点検を行うこと。

6 成果品

本業務における成果品を令和 5 年 11 月 10 日（金）までに「7 納品場所」へ提出すること。

ただし、のぼり旗については、令和 5 年 9 月 27 日（水）までに「7 納品場所」に納品すること。

(1) 屋外広告物のデザインデータ

(ア) データ形式

PDF 形式、PNG 形式、Illustrator 形式（Adobe Illustrator CS6 以下のバージョン）

(イ) 屋外広告製作物一覧

屋外広告物の名称・写真・材質等製作仕様、掲出場所・期間などが分かる資料

(2) 設置・撤去作業実施報告書

作業の実施にあたり、作業前後の状況を写真で撮影し、作業内容を記録した報告書

(3) 廃棄にかかる適正実施報告書

屋外広告物の廃棄にかかり、法令・条例等に準拠した旨を明記した報告書

(4) 業務完了報告書

なお、成果物を納品する記録媒体（USB メモリ）については、納品する際必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、発注者の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

7 納品場所

2023 年 G 7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会事務局（担当：韓、藤岡）

所在地：〒590-0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 5 階

電話：072-225-4112 FAX：072-225-4521

8 その他

- ・見積書の作成にあたっては、本仕様書の内容を十分検討すること。
- ・見積書宛名は「2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会 会長 吉村 洋文」とする。
- ・受注者は、発注者から提供されたデータを第三者に知らせ、または、本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
- ・発注者が提供したデータは納品するまでの間、紛失又は棄損することなく保管しなければならない。
- ・受注者は、本業務により取り扱う情報・資料等及び製作物の取扱について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止のため適正な管理をしなければならない。また、業務上やむを得ず複写、複製の必要があるときは最小限とし、使用後は廃棄しなければならない。
- ・本契約に基づき受注者が作成したデザイン及び成果物に係る使用権及び著作権その他一切の権利は、協議会に帰属するものとする。
- ・受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- ・本業務に関する打合せ、その他この業務に付随する必要な経費は全て受注者の負担とすること。
- ・大阪府グリーン調達方針に定める基準を満たすこと。
(参考) 大阪府グリーン調達方針
<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>
- ・納品については、発注者と打合せのうえ、大阪府グリーン配送実施要綱の規定に従い、納品すること。
- ・その他、この仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。